平成２２年（フ）第１８４０号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―504号
債務者　柴崎　英人
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４１号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―504号
債務者　柴崎みのり
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５１号
岡山市南区福富西２丁目11番２―408号
債務者　山田菜津美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５号
広島県福山市山手町１丁目８番43―６号、旧住所広島県福山市多治米町２丁目11番14号　ファミール多治米Ａ―102
債務者　吉田　佳弘
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７５号
熊本県人吉市東間上町2799番地12
債務者　福田眞優美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第９２６号
川崎市高津区新作４丁目21番14号　新作荘208―Ｂ、申立時の住所川崎市川崎区富士見２丁目１番１号
債務者　志多木喜一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
青森市大字大野字若宮178番地１
債務者　成田　武彦
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
東京都日野市新町３丁目８―１―108
債務者　荒木美智代
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６２号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷西１丁目63―18　グランデュール田中Ａ203
債務者　黒政　香織
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１号
東京都足立区梅田３丁目２―23―407
債務者　細川マキ子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６５号
千葉県市川市宮久保５丁目４―２
債務者　前原以知子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７３号
東京都練馬区関町北２丁目31―15―501
債務者　網島　敬太
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９７９号
大阪市中央区高津３丁目３番27号　アルカディアＥＦ307号
債務者　西野　雅雄
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２０号
大阪市住吉区大領５丁目１番20号　清水文化１階
債務者　卯善　尚宣
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３号
大阪府東大阪市足代北１丁目８番12号　ハイムリップル107号
債務者　成松　正一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部